

独自基準の概要

<p>条例名</p>	<p>① 鹿児島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ② 鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	
<p>関係法律名</p>	<p>老人福祉法</p>	
<p>条例委任された事項</p>	<p>① 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ② 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>	
<p>独自基準の内容</p>	<p>国の基準又は規定（抜粋）</p>	<p>県の基準又は規定（抜粋）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 ・ 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てなければならない。 ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しなければならない。 ・ 非常災害に関する具体的計画の従業者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国の基準に追加して入所者に対する虐待防止及び入所者の権利擁護について努める旨を規定 ⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の例示 「火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するもの」 ⇒ 国の基準に追加して地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める旨を規定 ⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定
	<p>[特別養護老人ホームのみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の処遇の状況に関する記録の保存期間 2年間 ・ 居室の定員 2人 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 入所者の処遇の状況に関する記録のうち算定に必要とされる報酬関係の記録の保存期間 5年間 ⇒ 居室の定員 4人以下
<p>設定理由、目的、想定される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護報酬過誤返還等に係る公法上の債権消滅時効との整合性が図られる。 ・ 地域の実情や利用者の経済的負担等に配慮した施設整備が可能となる。 ・ 高齢者の権利利益の擁護が図られる。（高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律の趣旨に基づいた規定） ・ 非常災害時において、実効性の高い対策をとることができる。 	